

## 小児慢性特定疾病の指定医について

### I 指定医の要件

- 以下の①②の要件を満たし、③又は④のいずれかを満たすこと
    - ①疾病の診断又は治療に5年以上（医師法に規定する臨床研修期間を含む。）従事した経験を有すること
    - ②小児慢性特定疾病に関する診断書（医療意見書）を作成するのに必要な技能を有すること
    - ③関係学会が認定する専門医の資格を有すること
    - ④小児慢性特定疾病の診断又は治療に従事した経験があり、大分県等が実施する研修を修了していること
- （ 小児慢性特定疾病指定医研修 <https://www.sdtweb.jp/> ）

### II 指定医の職務

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を、登録管理システム（現在、国において整備中）に登録すること。

### III 指定の効力

- 指定医は、指定申請書に記載した「勤務先の医療機関」でのみ、小児慢性特定疾病の診断書を作成することができる。

### IV 指定の有効期間

- 指定医の有効期間は、指定の日から5年間。指定を継続して受ける場合は、更新手続きが必要。

### V 指定の申請手続

- 申請先は、勤務先の医療機関の所在地を管轄する大分県知事あて申請すること。
- 指定医申請書様式を使用し、必要事項を漏れなく記載、押印するとともに、必要な書類（経歴書、医師免許証の写し等）を添付すること。

### VI 申請事項の変更届出

- 小児慢性特定疾病の指定医は、指定申請書に記載した事項のうち、下記の事項について変更があった場合は、速やかに届け出ること。
  - ①医師の氏名、住所、医籍の登録番号及び登録年月日
  - ②診断書（医療意見書）の作成を行おうとする勤務先の医療機関の名称及び所在地

## **VII 指定の辞退**

○小児慢性特定疾病の指定医は、60日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

## **VIII 指定の取り消し**

○大分県知事は、小児慢性特定疾病の指定医について、不適切な診断書（医療意見書）を作成しているなど、その職務を行わせることが不相当であると認められる場合には、その指定医の指定を取り消すことができる。

## **IX 指定医の公表事項**

○小児慢性特定疾病の指定医については、大分県のホームページなどで下記の事項を公表する。

- ①指定医の氏名
- ②勤務先の医療機関名
- ③担当する診療科名 等